

口蹄疫等防疫対策の徹底をお願いします！

中国や韓国では本年も口蹄疫が発生しており、ロシアのモンゴル国境近くではアフリカ豚コレラの発生が確認されています。

これから年末・年始及び春節（H30年2月16日）の時期を迎え、アジア地域の人・物の移動が盛んになることに加え、来年2月には韓国（ピョンチャン）でオリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催されるため、我が国からの海外渡航者が増加し、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

畜産関係者等の皆様には、口蹄疫等発生地域への渡航を可能な限り自粛し、仮に渡航する場合には以下の点に留意して下さい。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 帰国後一週間は衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ② 農場主、従業員等がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
- ③ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

衛生管理区域・畜舎への立入制限及び立入の際の消毒について

- ・看板等を設置して必要のない人を立ち入らせない。
- ・農場の従業員も含め人が立ち入る場合は、手指、靴等の消毒を実施する。

早期発見・早期通報の徹底を！

以下の①～③の症状を呈していたら口蹄疫の特定症状です。

- ①発熱39℃以上の家畜が泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下or泌乳停止のいずれかを呈し、口腔内、鼻部、乳頭等に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕を呈す場合
- ②同一畜房内で複数の家畜の口腔内等に水疱等があること
- ③同一畜房内で半数以上の哺乳畜が2日間で死亡すること

次のホームページを参考にしてください。

○動物検疫所ホームページ「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○動物衛生研究部門ホームページ「口蹄疫 画像・動画集」

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/piclist/index.html>

お問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817